

# 台地斜面に立地する住居跡群の意味と三つのパターン

西山太郎

## 1. はじめに

財団法人千葉県文化財センターでは、佐倉市神門、岩富地区に計画されている佐倉第3工業団地の造成工事に先立ち埋蔵文化財の発掘調査を昭和50年度から実施している。昭和56年度に実施した腰巻遺跡から遺跡の立地という点で、極めて興味深い成果が得られた。

腰巻遺跡では住居跡が20数軒検出された。その大多数は台地斜面から検出されたものであった。従前、住居跡群は台地上に分布するというのが一般的な見解であり、このように住居跡が台地斜面から出土するということは特異な現象である。しかし、当時佐倉第3工業団地関係を担当していた根本弘班長（現在、調査部長補佐）らが当文化財センターの内部研修会等を通じて、遺跡立地観の転換をはかるべく、台地斜面に住居跡が認められるという点を指摘して以来、斜面検出の住居跡群は

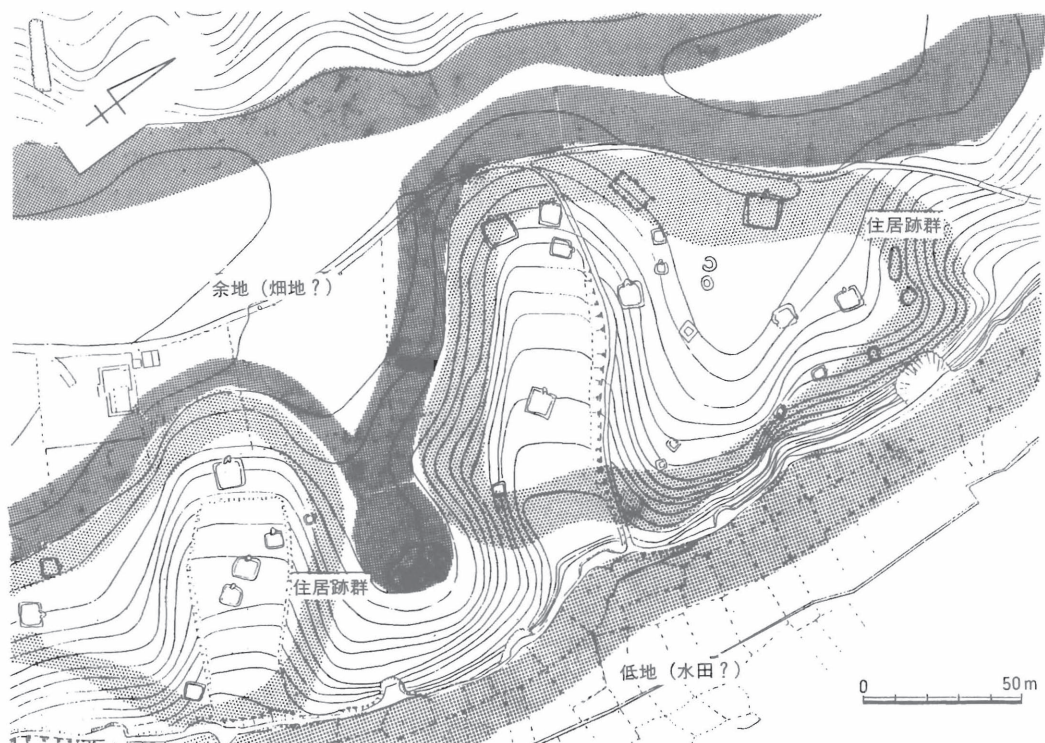
この地区の他の遺跡にも見られ、特殊なものではないことがわかってきた。また、この考え方はセンター内の発掘調査においても少なからぬ影響を与えた。

さて、本稿では、このように台地斜面に立地する遺跡についてその実態を調べ、根本弘氏ら当センターの佐倉第3グループの提唱した台地斜面の住居跡群を類型化し、その意味を考えてゆきたい。また、これによって遺跡立地論の転換をめざしたい。

## 2. 台地斜面検出の住居跡群

### (1) 腰巻遺跡<sup>(1)</sup> (第1図)

腰巻遺跡は、佐倉市神門字腰巻地先に所在し、高崎川によって形成された谷津に突出した半島状の台地に立地する。当文化財センターが昭和56、57年度に発掘調査を実施した。



第1図 腰巻遺跡遺構配置図

この調査では、先土器時代石器群5ユニット、縄文時代住居跡1軒・炉穴1基・土壇19基・陥し穴状土壇3基、古墳・歴史時代住居跡23軒・円形周溝2基等を検出した。

注目しなければならないのは、住居跡の検出状況である。23軒のうち台地上に所在するのは1軒、他はすべて斜面ないし谷底に位置しているのである。住居跡の時期は鬼高期(14軒)、真間期(7軒)、国分期(2軒)である。また、これら住居跡と関わりのあると考えられる掘立柱建物跡が、谷津の奥まった斜面の最上部に存在している。

これらは現在、整理中であり、個々の住居跡・掘立柱建物跡の時期及びそれらの相関関係は定かでない。詳細は調査報告書にゆずる。

ところで、台地上に住居跡群が展開するのでなく、台地斜面に住居跡が分布するという点は、少なくとも従来考えられていた遺跡観と異なるものである。台地全面に住居跡が展開することは、台地上が集落としての有機的機能を果たす場であったと考えられよう。そこには余地は少ない。一方、台地斜面に住居跡が分布することは、台地斜面が集落としての有機的機能を果たす場であり、台地上に余地があったと考えられる。この余地利用の仕方については、様々なケースが考えられる。単に防風のための森林として利用していたケース。これは、時に、クリ・ドングリ等食料を得る場所であったかもしれない。また、より積極的に畑地耕作あるいは麻等栽培の場所として利用したケース。群馬県では古墳時代以降畑地耕作も行われていたとの論考もある<sup>(2)</sup>。あるいは、墓域として利用していたケースも考えられよう。

このように台地斜面に生活の場を求め、台地上に余地を残し、そこをより積極的に活用した住居跡群の分布状況、即ち集落を腰巻パターンと考えたい。

あらためて言うまでもないが、低地を水田として利用していたことは十分考えられることである。

### (2) 館林遺跡(第2図)

館林遺跡は、柏市船戸字館林1731番地ほかに所在し、利根川に開析された緩傾斜をもつ台地上に立地する。発掘調査は、昭和52年10月から翌年3月まで当センターで実施した。

この調査では、先土器時代石器群2ユニット、縄文時代炉穴1基、歴史時代住居跡8軒(国分期)

等を検出した。

住居跡はいずれも緩斜面に立地するが、前記(1)の腰巻遺跡とは様相が大きく異なる。即ち、腰巻遺跡の場合は独立台地上の急斜面に立地するのに対し、館林遺跡の場合は広大な台地の緩やかな斜面に立地しているのである。この場合、余地という面からみると、周囲すべてに余地があり、その利用は多岐にわたることが考えられよう。館林遺跡の場合、墓域を示す遺構が検出されていないので、森林・畑地等に利用していたのであろうか。腰巻パターンの亜種と言えよう。

集落に関して、調査報告書で、谷をはさんで対峙する水砂遺跡との比較をもとに「真間期から国分期にかけて存続する集落に関して、開墾計画に基づいた成立を考えられている。本遺跡はこのことを踏まえて集落の構成と変遷について分折<sup>(4)</sup>」と述べているのは、興味深いところである。

### (3) 立山遺跡<sup>(5)</sup>(第3図)

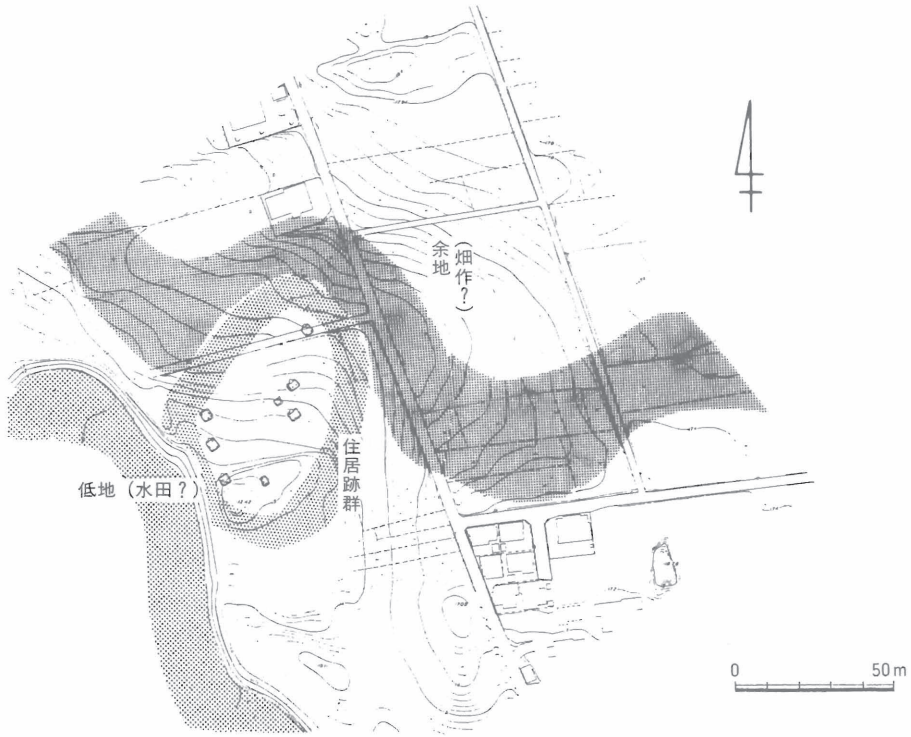
立山遺跡は、佐倉市弥富字立山地区に所在する。高崎川の支流である勝田川、南部川両河川に連なる小支谷によって開析された台地上に立地する。発掘調査は、昭和54年11月から翌年8月末日まで当センターで実施した。

この調査では、先土器時代石器群9ユニット、古墳時代古墳(円墳)5基、歴史時代住居跡6軒・掘立柱建物跡5棟・方形周溝18基・円形周溝9基・土壇17基等を検出した。

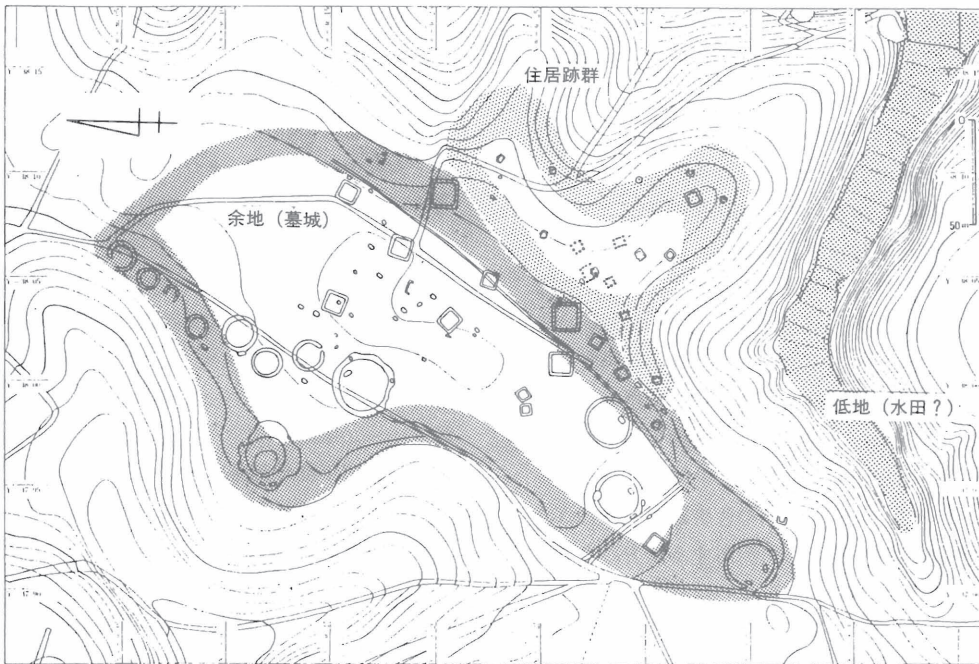
住居跡は台地東側に集中して検出されたが、1軒はやや離れた南斜面に単独で確認されている。時期的には報告書によると、8世紀後半の所産とされている。掘立柱建物跡は8世紀後半～末頃に比定されている。離れた1軒を除いて、他の住居跡は、1軒が斜面、2軒が緩斜面、2軒が平坦部に位置している。この場合、斜面に立地する1軒は腰巻遺跡のように斜面に意図的に設営したのではなく、台地上に設営の余地がなかった等の原因によるものとも考えられよう。この意味において、立山遺跡の住居跡群は厳密には腰巻パターンからはずれているかもしれない。ただ、掘立柱建物跡の数に対して住居跡が少ない等特異な遺跡とも考えられる。これを一つのパターンとして、腰巻パターンの亜種の一つと考えておきたい。

なお、本遺跡の性格について、報告書では「竖穴住居及び掘立柱建物、本台地及び東側・南側





第2図 館林遺跡遺構配置図



第3図 立山遺跡遺構配置図

の谷津を対象にした農耕生産を基盤に発生した集落とは考え難く、本遺跡の墓域的性格と無関係ではあり得なかったと認められる」と述べられている。

### 3. 台地斜面検出の住居跡群のパターン

県内の古墳～奈良・平安時代の住居は、従来、台地平坦部を中心に分布することが知られていた。しかし、佐倉市腰巻遺跡の調査成果でみるとおり、住居跡群が台地斜面にも所在していることがわかった。これを分類すると三つの型に分けられよう。

(1) 住居跡の大多数が斜面に位置し、台地上には限られた数しかないもの。

(2) 台地が広大であって、緩斜面に住居跡が集中的に検出されるもの。

(3) これらとは逆に、本来的に台地上に住居跡が存在して、斜面に住居跡がわずかに認められるもの。

この類例として、(1)腰巻遺跡、(2)館林遺跡、(3)立山遺跡をあげ、(1)を斜面検出住居跡の典型として腰巻パターンを位置付け、(2)、(3)についてはその亜種ととらえた。もし、許されれば、(2)を館林パターン、(3)を立山パターンと設定しておきたい。

さて、斜面に住居跡群が移行する原因としては、先に述べたように、余地の利用という点を想起できよう。

低地を稲作耕作に利用していたと考えた場合、住居跡の斜面への移行は台地上を何らかの目的に利用したためであろう。その利用の方法として、畑地耕作、墓域、森林の三つの要因をあげることができよう。畑地耕作は、例えばヒエ、アワのような雑穀類、あるいは麻等の栽培を考慮することができよう。また、墓域については、古墳(群)あるいは土壙墓(群)の存在を推定できる。森林については、防風林として住居跡の後背を利用したことが考えられる。副次的にクリ等食料を手に入れることもできたであろう。

このように、台地斜面への住居跡群の移行は、低地を稲作耕作の場として利用する一方、台地上を積極的に畑作耕作、あるいは墓域の場として利用したため、やむなく生じた現象ととらえることができよう。即ち、台地上の余地を利用した結果の現われということができよう。その現われ方として、三つのパターンを想定できるのである。

### 4. まとめ

佐倉市腰巻遺跡で検出された住居跡群の特異な状況をもとに、台地斜面検出の住居跡群の三つのパターンとして、腰巻、館林、立山の三例を提案した。それは台地上に余地を残し、斜面に生活の場を求めた古代人の生活の知恵であったと考えられよう。その余地の利用法として、畑作を提案した。その内容については十分な分析が望まれるところである。また、三つのパターンについても様々な意見があろう。

本稿では住居跡群の台地斜面への移動について、その原因という面から論を進め、時間的要素についてはまったく触れなかった。時間的要素を組み入れれば、住居跡移行の時期を検討することによって畑地耕作が本格的に導入された時期等が解明でき、より詳細な生活の復原が可能かもしれない。つまり、稲作耕作と畑地耕作の関係を解明することによって古代人の生活もより豊かになるのではなからうか。ここに土器の編年研究としての住居跡群論から、総合的有機的な集落論への発展を期待できるのではなからうか。

また、台地上の住居跡群の研究においても、余地利用という観点を加えることによって、より内容豊富なものとなるのではなからうか。

最後になったが、発掘調査に従事され、斜面住居跡群の重要性を問題提起された同僚であるセンター佐倉第3の諸氏、矢戸三男氏、根本弘氏に對してお礼申しあげる。また、内容及び用語等に不備も予想される。大方の痛烈な御批判を期待するところである。

なお、腰巻遺跡の遺構・遺物等は整理の途上にあり、近い将来、その発掘調査報告書が刊行される予定である。

### 註

- 1) 昭和56年度千葉県文化財センター職員研修会資料及び、財団法人千葉県文化財センター年報 No.7 (昭和58年3月31日発行)、No.8 (昭和58年9月30日発行)
- 2) 佐藤明人 「有馬遺跡一有馬遺跡周辺の地域性一」(財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団研究紀要1 昭和59年3月24日発行)
- 3) 「館林遺跡」は次の報告書に所収されている。財団法人千葉県文化財センター編集 「常磐自

- 動車道埋蔵文化財調査報告書Ⅰ」（日本道路公団東京第一建設局 昭和57年3月31日発行）
- 4) 田中 豪 「館林遺跡」（註(3)の報告書所収）  
第Ⅱ編第4章 p 50の27行目～28行目
- 5) 財団法人千葉県文化財センター編集 「佐倉市立山遺跡」（千葉県土地開発公社（財）千葉県文化財センター 昭和58年3月10日発行）
- 6) 註(5)のp 189の19行目（この項金丸 誠執筆）

### 〔補足〕

稿了するに当たって、次の点を補足しておきたい。

1. 三つのパターンは、その余地の利用の方法によって、畑地利用型、墓域利用型、森林利用型に細分できるのでなかろうか。個々の内容について検討すべき点が多いので、本稿では細分しなかった。例えば、腰巻パターンは住居跡群の大部分が台地斜面にあり、台地上を余地として利用し、その主が畑作の用途と推考したのである。これをまとめれば次のとおりである。

{ (1)腰巻パターン (2)館林パターン (3)立山パターン	➡	{ (ア)畑地利用型 (イ)墓域利用型 (ウ)森林利用型
---------------------------------------	---	------------------------------------

腰巻遺跡は腰巻パターン、畑地利用型であり、

例えば佐倉市松向作遺跡が該当しよう。また、八日市場市飯塚字真口塚地先に所在する真口塚第2遺跡は、(八匠遺跡調査会が昭和58年度に調査した。担当者は福間 元氏。八匠教育委員会藤崎宏道氏に御教示いただいた。)台地上に古墳があり、斜面に住居跡群がある。整理中であるので定かでないが、腰巻パターン墓地利用型と考えることができまいか。これはその内容を含め、今後の検討課題としたい。そのためには、住居跡及び個々の住居跡における遺物等の綿密な分析が望まれる。

2. 台地斜面の住居跡群について三つのパターンを提案したが、これは下総台地におけるあり方を類型化したものであり、他の地域のそれと対比するに当たっては十分検討を加える必要があろう。さらに、遺跡の性格・内容にも十分留意しておかねばなるまい。

すなわち、遺跡立地論は、台地上・台地斜面という住居跡の立地と余地の利用法を総合的に考え、さらに遺跡の性格をも組み込んで分析してゆくことが必要であろう。

(昭和59年6月20日稿了 主任調査研究専門員)

## 墨書土器を考える

根本 弘

### 1. 「檜前」

(1)  
 枕刀腰まくらたしに取りは佩まかなき真愛まことしき  
 背ろがめき来こむ月つきの知らなく  
 右の一首は、上丁かみつよぼろ那阿郡なあぐんの檜前ひのくま舍人せにん石前いさきが妻つま大伴部おほともべ眞足まみ女のなり

武蔵の国那珂郡の防人、上丁、その妻の惜別の歌が「万葉集」第20巻4413にある。

1981年に刊行された当センターの報告書「公津原」のLoc14遺跡から「檜前」と墨書された土器2点が出土したと報告されている。また、昨年発掘した「酒々井町伊篠遺跡」からも「檜前」とおぼしき墨書土器の出土が、当センター「年報9」に報告されている。文献にでてくる「檜前」が意外と身近かなところからみつかった。

「檜前」は、もともと地名であり、「倭名抄」に

もでてくる奈良県明日香村の檜前である。「日本書記」宣化天皇元年正月の条には「都を檜前盧入野に遷す。よって宮の号となす」と記載されている。「続日本紀」では伝承として応神天皇の時に阿智使主等の渡来人に「檜前の村を賜って居しむ」として「檜前」を名のる人々よりさきに地名としての「檜前」が存在していたことを伝えている。

ともかく、私たちの身近かな所に「檜前」があるという事実から「檜前」について少し調べてみた。

(2)

「檜前」の人々については、「続日本紀」宝亀3年4月の条に「檜前の忌寸を以て、大和国高市郡司に任ずるの元由者、先祖阿智の使主、輕嶋豊明の宮に駆宇(アメノシタシロシメス)天皇の御世(応神)、17県の人夫を率いて帰化せり……」と記